

資料 13 工事に関する留意事項

大分市西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業 工事に関する留意事項

第 1 条（建築工事特記仕様書の適用）

本工事の施工にあたっては、この工事に関する留意事項（以下「留意事項」という。）によるほか、設計図書等（要求水準書等、入札説明書等、事業者提案及び設計図書）に基づき実施しなければならない。

第 2 条（工事履行報告）

受注者は、建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）に従い、各月末に工事履行報告書に次の書類を添えて提出すること。

1. 各月の予定出来高を記入した計画工程表に実施工程（朱書き）及び出来高を記入したもの。
2. 工事進捗状況写真

第 3 条（工事实績情報の作成、登録について）

受注者は、受注時及び変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 4 条（建設発生土の処理）

建設発生土の処理は第 5 条（建設副産物の処理）によるほか、下記のとおりとする。

1. 受注者は、「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成 18 年 11 月 1 日施行。以下「土砂条例」という。）」の主旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土の適切な処理を行うことにより、生活環境の保全に努めるものとする。
なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画（国土交通省平成 15 年 10 月）」に沿って、建設発生土の工事間利用を促進することを原則とする。
2. 土砂条例における「特定事業」とは土砂等のたい積行為に供する区域以外の場所から採取された土砂等を使用し、たい積行為を行う事業であって、土砂等のたい積行為に供する区域の面積が 3,000㎡以上であるものをいう。
3. 受注者は、建設発生土の搬出を伴う工事の施工に際しては、第 5 条（建設副産物の

- 処理)により、搬出先について密に発注者と協議を行うものとする。
4. 受注者は、特定事業に搬入する場合、搬入に先立って、土砂条例第14条の規定による同条例規則第7号様式「採取元証明書」を作成し、特定事業の事業者に提出するものとする。なお、監督員の指示により、土壌調査を行った場合、もしくは5,000m³以上の建設発生土を搬入する場合は、土砂条例第14条の規定による「安全基準適合証明書」(同条例規則第2号様式「検査試料採取調書」及び当該検査に係る計量証明書(計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が交付したものに限り)を添付するものとする。
 5. 受注者は、特定事業の事業者に提出した上記4の書類の写しを、監督員に提出するものとする。
 6. 受注者は、工事中に建設発生土を「再生資源利用促進計画書」に記載した搬出先以外の場所に搬出する必要が生じた場合、速やかに「理由書」を作成し発注者に協議を行うとともに、上記3～5を行うものとする。
 7. 受注者は、特定事業に搬入する場合、特定事業の区域内において搬入した建設発生土と他の土砂が区分できるように努めるものとする。

第5条 (建設副産物の処理)

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)」、「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(平成14年5月30日)」を遵守して、「再生資源利用促進計画書」及び「再生資源利用計画書」を国土交通省公開の「様式エクセルファイル」又は「コブリス」(登録費は自己負担とする)で作成し、施工計画書に添付のうえ、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図るものとする。

また、工事完了後速やかに「再生資源利用促進実施書」、「再生資源利用実施書」を監督員に提出するものとする。

なお、収集、運搬、処分のいずれか又は全部を他に委託する場合は、大分市長の許可を受けた処理業者に限るものとする。また業務が大分市外に出る場合は大分市長、知事両方の許可を受けた処理業者に限るものとする。

ただし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)」第21条の3第3項に該当する場合はこの限りではない。

国土交通省のリサイクルホームページ: 様式 (EXCEL形式)

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas>

建設副産物情報センター (COBRIS)

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

第6条 (大分県産業廃棄物税)

本工事で発生する建設廃棄物のうち、大分県内の焼却施設または最終処分場に搬入する建設廃棄物については、大分県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第7条（環境対策について）

1. 排出ガス対策型建設機械の使用について本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改定平成22年3月13日付建設省経機発第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合にはこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<p style="text-align: center;">一般工事用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バックホウ ・ トラクタショベル（車輪型） ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット <p>（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機等）</p>	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る</p>

・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	
-----------------------------------	--

2. 旧基準低騒音型（みなし機械）の取扱いについて「建設工事に伴う振動騒音対策指針」（建設大臣官房技術審議官通達、昭和51年3月2日）に基づく低騒音型建設機械の調達は、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）にて附則第2項（経過措置）に基づき指定機械とみなされてきた19機種2737型式の建設機械の指定が平成14年9月30日の経過期間満了に伴い指定の取り消しとなったため平成14年10月1日以降は上記指針に基づく低騒音型建設機械を使用するものとする。

第8条（過積載防止）

1. 工事用資・機材、建設副産物等の積載超過をしないこと。
2. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
3. 資材などの過積載を防止するため、資材の購入にあたっては、資材納入業者などの利益を不当に害しないこと。
4. さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入しないようにすること。
5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、または、業務に関してダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものに請け負わせないこと、また資材を納入させないこと。
7. 1～6までのことについては、下請契約における受注者を指導すること。

第9条（施工体系図及び施工体制台帳）

受注者は、工事請負代金額に関わらず、下請、再下請を記載した「施工体系図」を提出しなければならない。

また、工事を施工するために下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、建設業法施行規則第14条の2に従って記載した「施工体制台帳」を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、全ての工事において建設業許可を示す標識、及び各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を、工事関係者や公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第10条（工事の下請負）

1. 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。
 - （1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - （2）下請負者が大分市の建設工事に係る入札参加有資格者（物品等供給契約に係る入札参加有資格者を含む）である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - （3）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。
2. 下請業者の選定に当たっては、大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めなければならない。なお、やむを得ず大分市外の業者を選定する場合は、理由書を提出すること。
3. 受注者は、下請契約をする場合は、必ず下請工事着手前に下請契約を締結しなければならない。
4. 受注者は、下請契約に先立ち下請企業（再下請企業を含む）の社会保険加入状況を確認し、未加入である場合には早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。

第11条（工事材料の市内調達について）

1. 工事材料の納入契約者の相手方は、大分市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めなければならない。
2. 工事材料は、大分市内において産出、生産又は製造された物を使用するよう努めなければならない。

第12条（労災事故等の対応と報告）

受注者は、建設工事等の施工中に労災事故等が発生した場合は、負傷者の救護設置（救急車の手配を含む）及び二次災害の応急防止措置をとったうえ、直ちに監督員に通報するとともに、所轄の警察署、労働基準監督署、消防署その他の関係機関等に通報した後、原則として事故発生の翌日までに事故報告書を、事故発生日から起算して7日以内に事故報告書を監督員に提出しなければならない。

また、事故調査のうえ、労災事故等の再発を防止するため、現場代理人、技術者等により、速やかに労災事故等再発防止対策会議を開催し、当該労災事故等の発生原因の究明及び再発防止対策を検討するとともに、再発防止対策を実施するものとする。あわせて、会議の内容について、労災事故等再発防止対策会議報告書を作成し提出するものとする。

第13条（建設工事に関する保険等）

1. 受注者は、本工事着手前に、工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険

(請負者賠償責任保険等) に必ず加入しなければならない。

なお、第三者への保険については、対人賠償はひとりにつき1億円以上、一事故については2億円以上、対物賠償は一事故につき三千万円以上、免責金額10万円以内、さらに被保険者名を請負者・全下請人とすること。また、填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。

2. 建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結時に発注者に提出しなければならない。さらに労災保険関係の項目及び建設業退職金共済制度に関する標識を、現場関係者や公衆の見やすい場所に掲げるものとする。
3. 受注者は、工事着手後工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に必要な応じ加入しその旨を通知すること。
4. 本工事において、受注者は受注者及び全下請人を対象とした法定外の労災保険に加入しなければならない。但し、これにより難しい場合は別途監督員と協議すること。また、保険契約を締結した場合は、速やかにその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

第14条 (手すり先行工法による足場設置)

枠組足場の設置を必要とする工事は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月24日)」に基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議を行うこととする。

第15条 (現場代理人の工事現場への常駐)

1. 現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障なく、発注者との連絡体制が確保され、かつ、次に該当する場合等工事現場において作業が行われていない期間は、発注者が認めた場合に工事現場における常駐を要しないことができる。
 - (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - (2) 契約書の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。
2. 現場代理人と主任(監理)技術者を兼任している場合において、発注者と受注者の間で書面により明確になっていることを条件に、前項第3号に該当し、本工事及び他工事の同種工事に係る製作を、期間が重複し同一工場内で一括して管理する場合については、他の同種工事の主任(監理)技術者の兼任を認めるものとする。

第16条（主任（監理）技術者の要件及び専任を要する期間等）

1. 受注者は、建設業法26条に定める主任（監理）技術者として、直接的な雇用関係を有するものを配置しなければならない。なお、配置期間は工期の始期日から工事目的物の引渡しの日までとする。また、工事請負代金額が3,500万円（建築一式工事である場合にあっては7,000万円）以上の場合は、本工事に専任で配置しなければならない。ただし、次に該当する場合等、発注者と受注者の間で書面により明確となっていることを条件に、契約工期中であっても専任を要しないこととすることができる。
 - （1）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - （2）契約書の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
 - （3）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
 - （4）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間
2. 前項第3号に該当する場合において、本工事及び他の同種工事に係る製作を同一の者が主任（監理）技術者として、期間が重複し同一工場内で一括して管理する場合には限り、本工事または他の同種工事の現場代理人であっても主任（監理）技術者として配置を認めるものとする。
3. 受注者は、「現場代理人及び主任（監理）技術者等専任（変更）通知書」を発注者に提出すること。また、提出にあたり、当該配置技術者と直接的に雇用関係を有すること、又は雇用関係を証する客観的資料として、健康保険者証等の写しを添付しなければならない。
4. 受注者が、上記要件を満たす主任（監理）技術者を配置できずに契約の締結ができないときは、「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」に基づき、指名停止措置となることがある。

第17条（暴力団関係者等による不当介入の排除対策）

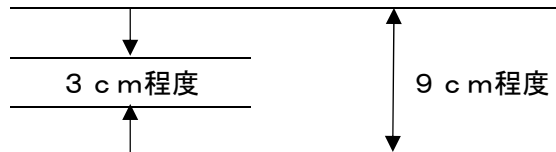
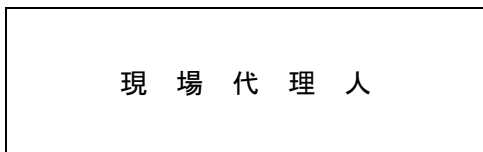
受注者は、当該工事等にあたって暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、拒否するとともに、発注者に報告し、かつ、警察に届け出なければならない。なお、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。

第18条（工事現場における現場代理人及び主任（監理）技術者の腕章着用について）

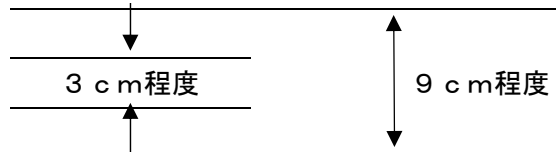
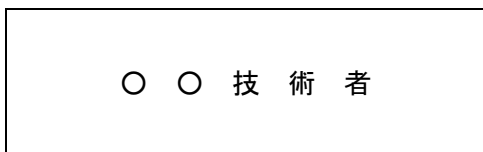
受注者が配置する現場代理人及び主任（監理）技術者は、腕のみやすい個所に腕章を着用するものとする。腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これによ

り難い場合は監督員と協議しなければならない。

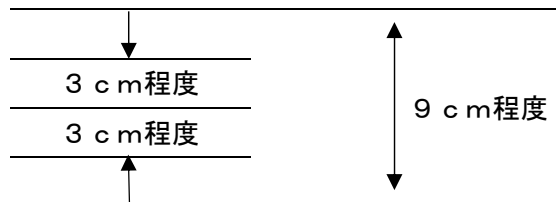
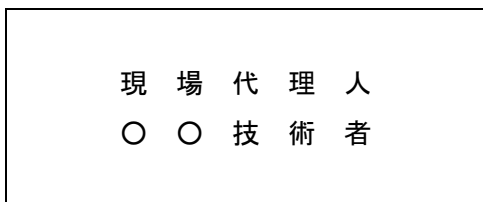
例 1 : 現場代理人の場合



例 2 : 主任（監理）技術者の場合



例 3 : 現場代理人と主任（監理）技術者を兼務している場合



注意 1 : 会社名・会社マーク等の記載も可

注意 2 : 既に使用の腕章で類似も可

第 19 条（ゴム製品等の品質確認等）

1. 受注者は、東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品とする。別表参照）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。なお、受注者は、品質証明にあたって実施すべき試験及び検査、並びに製品に応じて必要な規格について調査した上で監督員と協議すること。

（試験名と計測項目の例）

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ
製品試験	外観、寸法、性能

2. 第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に請負者の契約不適合責任が免責されるものではない。

(別表)

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標 車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例である。

(参考) 東洋ゴム化工品(株)の製品情報 <http://www.toyo-ci.co.jp/product/>

第20条（舗装の切断作業時に発生する排水処理の運用）

舗装版切削粉等については、その性状において「汚泥」又は「がれき類」として取扱うものとする。

回収方法については、排水を回収する機能を有する切断機械（バキューム式等）による回収、掃除機による回収、排水をスポンジ等で回収する方法などがあり、受注者の選択に委ねることとし、直接現場外へ排水することがないよう指導するものとする。

舗装版切削粉等については、工事案件毎に産業廃棄物処理票により確認を行うものとする。

第21条（工事写真の小黑板情報電子化について）

1. 本工事で工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得ること。
2. 受注者は、小黑板に必要な項目の電子的記入ができ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有する機器・ソフトウェア等を使用すること。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト CRYPTREC 暗号リスト」に記載している技術を使用していること。
3. 高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、別途監督員と協議すること。
4. 受注者は監督員が求めた場合には、URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM>)

/sharing/index.html) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又は、チェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した工事写真ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて信憑性確認を行い、その結果を完成時に監督員に提出すること。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

第 2 2 条 (提出書類)

1. 本工事着手前、実施中及び完了時に受注者が発注者に提出すべき書類は、監督員の指示による。

第 2 3 条 (材料の品質等)

1. 本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の 1) から 6) 全ての事項を満たすものとする。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。

また、使用資材の中で大分県内で産出、生産又は製造される資材で、規格、品質等が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めること。

- 1) 品質・性能に関する試験データが整備されていること
- 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
- 3) 安定的な供給が可能であること
- 4) 法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること
- 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性が十分にあること
- 6) 販売、保守等の営業体制が十分に整えられていること

第 2 4 条 (環境への配慮)

1. 本工事の建物内部に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 4) を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、次項に示す「ホルムアルデヒドの放射量」の区分に応じた材料を使用する
- 2) 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する

3) 接着剤は可塑性（フタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む難揮発性の可塑性を除く）が添加されていない材料を使用する

4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用する。

2. 「ホルムアルデヒドの放射量」の区分は次のとおりとする。

1) 規制対象外品

①JIS 及び JAS の F☆☆☆☆規格品

②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項による国土交通大臣認定品

③次の表示のある JAS 規格品

a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用

b. 接着剤不使用

c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射しない材料使用

d. ホルムアルデヒドを放射しない塗料等使用

e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射しない塗料使用

f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放射しない塗料等使用

2) 第三種品

①JIS 及び JAS の F☆☆規格品

②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項による国土交通大臣認定品

③旧 JIS の Eo 規格品

④旧 JAS の Fco 規格品

第 25 条（化学物質の濃度測定）

1. 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督員に報告すること。

2. 測定は、原則パッシブ型採取機器により行う。

3. 測定対象室は、原則全ての居室を対象とし、1 室あたりの測定箇所数は監督員と協議のうえ決定すること。

4. 測定にあたっては、「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について（平成 24 年 4 月 5 日国営整第 4 号）」を参考にすること。